平成２２年（フ）第１４２号
広島県呉市東塩屋町17番３号
債務者　川島　英章
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４６号
広島県呉市川尻町西５丁目５番25号
債務者　大岡　健一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４７号
広島県呉市焼山北１丁目20番13号
債務者　廣延由美子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４８号
広島県呉市吉浦池ノ浦町４番１―702号
債務者　後藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１４９号
広島県呉市西片山町11番２号
債務者　早川　一枝（旧姓武石）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５０号
広島県呉市焼山政畝１丁目15番１号
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１９６号
山口県下関市菊川町大字上大野182番地２、前住所山口県下関市松屋東町２丁目７番26号
債務者　藤本　和善
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
山口県下関市丸山町３丁目４番10号
債務者　吉田　照好
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
山口県下関市新垢田西町２丁目１番Ｒ14―302号　市営新垢田住宅
債務者　永竿　惠子（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
山口県下関市向洋町２丁目１番Ｂ―402号
債務者　山本　隆文
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
山口県下関市武久町１丁目37番16号
債務者　安田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目８番15号　ハイツルーラルＡ棟102号
債務者　関泰三こと　金　　泰三
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷417番地23
債務者　増田惠美子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
山口県下関市長門町10番１―1008号
債務者　樽谷　剛志
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目８番15号ハイツルーラルＡ棟102号
債務者　穂坂あかね
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
徳島県美馬市脇町字拝原2853番地４
債務者　河田日出美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２９２号
愛媛県松山市古川北１丁目12番５号
債務者　清水　義郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
愛媛県松山市小坂５丁目10番37号　コーポ野咲203号
債務者　苦瓜　　博
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所